

令和5年度 第2回豊田市文化財保護審議会

日 時 令和5年7月4日(火)
午後2時00分から
場 所 足助支所2階第2・3会議室

次 第

- 1 生涯活躍部 美術博物室長 あいさつ
- 2 委員の委嘱について
- 3 委員紹介
- 4 会長、副会長の選出
- 5 会長、副会長あいさつ
- 6 議 題
 - (1) (諮問) 豊田市指定文化財の附指定について
市文化財指定(建造物) 村上家千巻舎・門 附 土塀 【資料1】
- 7 報 告
 - (1) 新修豊田市史完成記念イベントの開催について 【資料2】
 - (2) 旧鈴木家住宅の部分公開について 【資料3】
 - (3) 文化財施設条例の一部改正について(地域資料館の閉館) 【資料4】
- 8 その他

豊田市文化財保護審議会委員名簿

任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日

番号	氏名	就任年月日	新任 再任	所属等
1	阿部 和俊	令和 元年6月1日	再任	愛知教育大学名誉教授
2	岩田 敏也	平成 17年6月1日	再任	東海工業専門学校講師
3	宇野 真知子	令和 5年6月1日	新任	元豊田市立小学校長
4	岡本 大三郎	平成 23年6月1日	再任	東海民具学会会長
5	加藤 真司	平成 19年6月1日	再任	中部産業遺産研究会
6	北村 和宏	平成 21年6月1日	再任	豊田市史資料調査会事務局長
7	後藤 嘉寿美	平成 13年6月1日	再任	文化財保存修復学会
8	佐久間 章郎	平成 19年6月1日	再任	AT21 倶楽部（足助地区）
9	杉浦 綾子	令和 5年6月1日	新任	市民公募
10	寺田 重雄	令和 5年6月1日	新任	市民公募
11	白鳳 明人	平成 29年6月1日	再任	豊田市名木愛護会理事
12	水野 功	平成 19年6月1日	再任	拳母祭保存会顧問
13	水野 半次郎	令和 元年6月1日	再任	(合) 瀬戸本業窯 代表社員
14	渡邊 健二	令和 3年6月1日	新任	豊田市郷土史研究会 会長

(50音順)

○豊田市文化財保護条例（抜粋）

昭和51年6月30日
条例第24号
（省略）

改正 令和2年12月24日条例第49号

豊田市文化財保護条例（昭和35年条例第24号）の全部を次のように改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 市指定有形文化財（第4条～第14条）
- 第3章 市指定無形文化財（第15条～第20条）
- 第4章 市指定民俗文化財（第21条～第27条）
- 第5章 市指定史跡名勝天然記念物（第28条～第32条）
- 第6章 豊田市文化財保護審議会（第33条～第38条）
- 第7章 雑則（第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）

第182条第2項の規定に基づき、市の区域内に存する文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「文化財」とは、法及び愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）の規定により指定を受けていない文化財で、次に掲げるものをいう。

（1）有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料

（2）無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの

（3）民俗文化財 衣食住、生業、年中行事等に関する民俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、家屋その他の物件で、市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

（4）記念物 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第3条 市長は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重す

るとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第 2 章 市指定有形文化財

(指定)

第 4 条 市長は、有形文化財のうち市にとって重要なものを豊田市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権限に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権限に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権限に基づく占有者に通知しなければならない。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の告示があった日からその効力を生ずる。

5 市長は、第 1 項の規定による指定をしたときは、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第 5 条 市長は、市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊な理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市指定有形文化財について、法第 27 条第 1 項の規定による重要文化財又は県指定有形文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

3 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、前 2 項の規定による指定の解除について準用する。

4 前項の通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を市長に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第 6 条 市指定有形文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく規則並びに市長の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 第 1 項の規定は、管理責任者について準用する。

(届出)

第 7 条 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 所有者が変更したとき。

(2) 所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所が変更したとき。

(3) 所在の場所が変更したとき。

2 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者又は管理責任者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第 8 条 市指定有形文化財の管理又は修理に要する経費は、所有者の負担とする。ただし、多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えられないときは、その経費の一部に充てるため、市長は所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、市長は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第 9 条 市長は、市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市長は、市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前 2 項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

(現状変更等の制限)

第 10 条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合又は保存に及ぼす影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

3 市長は、第 1 項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

4 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 2 項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市長は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第 11 条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第 8 条第 1 項ただし書の規定による補助金の交付、第 9 条第 2 項の規定による勧告又は前条第 1 項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市長は、市指定無形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導と助言を与えることができる。

(公開)

第 12 条 市長は、市指定有形文化財所有者に対し、6 月以内の期間を限って、市長の行う公開の用に供するため当該市指定有形文化財を出品するよう勧告することができる。

2 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、3 月以内の期間を限って当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 市は、第 1 項の規定による出品のため要する費用については全額負担するものとし、前項の規定による公開のために要する費用については予算の範囲内でその一部を負担す

ることができる。

- 4 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市長は、所有者に対し、その通常生ずべき損害を賠償する。ただし、所有者又は管理責任者の責めに帰すべき理由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

(報告)

- 第13条 市長は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

- 第14条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする市長の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引継と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 市指定無形文化財

(指定)

- 第15条 市長は、無形文化財のうち市にとって重要なものを豊田市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知しなければならない。

- 4 市長は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者又は保持団体として追加認定することができる。

- 5 第3項の規定は、前項の規定による追加認定について準用する。

(解除)

- 第16条 市長は、市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合、その他特殊の理由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 市長は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体はその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊な理由があるときは、その認定を解除することができる。

- 3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知しなければならない。

- 4 市指定無形文化財について、法第71条第1項の規定による重要無形文化財又は県指定無形文化財の指定があったときは、当該市指定文化財の指定は解除されたものとする。

- 5 市長は、前項の場合においてその旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知し

なければならない。

- 6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において、市長は、その旨を告示しなければならない。

（届出）

- 第17条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他規則の定める理由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも同様とする。

（保存）

- 第18条 市長は、市指定無形文化財保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

- 2 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

（公開）

- 第19条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による市指定無形文化財及びその記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

（保存に関する助言又は勧告）

- 第20条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 市指定民俗文化財

（指定）

- 第21条 市長は、有形民俗文化財のうち市にとって重要なものを豊田市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形民俗文化財のうち市にとって重要なものを豊田市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

- 2 第4条第2項から第5項まで及び第5条の規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財について準用する。この場合において、「有形文化財」とあるのは「有形民俗文化財」と、「市指定有形文化財」とあるのは「市指定有形民俗文化財」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示して行う。

（解除）

- 第22条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊な理由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財並びに県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。

3 第5条第4項の規定は、前2項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

4 市長は、第1項及び第2項の場合の市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財の指定の解除については、その旨を告示しなければならない。

(届出)

第23条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第24条 第6条から第9条まで及び第11条から第14条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。この場合において、「市指定有形文化財」とあるのは「市指定有形民俗文化財」と読み替えるものとする。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第25条 市長は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について、記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 市長は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第26条 市長は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 第19条第2項の規定は、前項の規定による公開について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第27条 市長は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第28条 市長は、記念物のうち市にとって重要なものを豊田市指定史跡、豊田市指定名勝又は豊田市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。）に指定することができる。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。この場合において「有形文化財」とあるのは「記念物」と読み替えるものとする。

(解除)

第29条 市長は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊な理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による史跡、名勝又は

天然記念物の指定があったとき及び県指定史跡、名勝又は天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたものとする。

(標識等の設置)

第30条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、当該市指定史跡名勝天然記念物の管理のため必要な程度において環境に調和する標識、説明板、境界杭、囲さくその他の施設を設置するものとする。

2 市長は、前項の規定により標識等を設置する経費の全部又は一部を予算の範囲内で補助することができる。

(土地所在等の異動の届出)

第31条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(管理責任者がある場合はその者)は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(準用)

第32条 第6条から第11条まで、第13条及び第14条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。この場合において、「市指定有形文化財」とあるのは、「市指定史跡名勝天然記念物」と読み替えるものとする。

第6章 豊田市文化財保護審議会

(設置)

第33条 次条及び豊田市文化財施設条例(昭和53年条例第3号)第11条に定める諮問事項について協議するため、豊田市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(諮問)

第34条 市長は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

(1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除

(2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除

(3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

(4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

(5) 市指定無形民俗文化財以外の無形民俗文化財のうち市長が記録を作成すべきものの選択

(6) 市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

(7) その他文化財の保存及び活用に関する重要事項

(組織)

第35条 審議会は、文化財等に関し学識経験又は深い関心を有する者のうちから、市長が委嘱する20人以内の委員で組織する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員の欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

(会長)

第36条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

別紙 1

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第37条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の特例)

第38条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による審議について準用する。この場合において、同条第2項中「会議」とあるのは「会議における審議」と、「が出席しなければ開くことができない」とあるのは「から書面又は電磁的記録により回答がなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と読み替えるものとする。

第7章 雑則

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(省略)

○豊田市文化財施設条例

昭和53年3月31日

(省略)

令和5年3月20日条例第26号

(一部未施行)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、豊田市文化財施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 郷土の歴史的、民俗的又は文化的所産である建造物、美術工芸品、資料その他の文化財等の保存、公開展示、市民の利用等を適切に行うことにより、市民の教養、学術及び文化の発展に寄与するため、豊田市文化財施設（以下「文化財施設」という。）を置く。

2 文化財施設の名称及び位置は、別表第1に掲げるとおりとする。

(管理)

第3条 文化財施設のうち豊田市歌舞伎伝承館、喜楽亭、城跡公園足助城及び豊田市棒の手会館（以下「指定管理施設」という。）の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う。

(利用時間及び休館日)

第4条 指定管理施設の利用時間及び休館日は、次の表のとおりとする。

施設名	利用時間	休館日
豊田市歌舞伎伝承館	午前9時から午後5時まで。ただし、農村歌舞伎（本市において伝承されてきたものに限る。以下同じ。）の練習に利用する場合には、午前9時から午後9時までとする。	月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日を除く。）及び12月28日から翌年1月4日まで
喜楽亭	午前9時から午後5時まで	月曜日、休日及び12月28日から翌年1月4日まで
城跡公園足助城	午前9時から午後4時30分まで	木曜日（4月29日から5月5日まで及び11月1日から同月30日までの日を除く。）（その日が休日に当たるときは、その翌日）及び12月25日から翌年1月5日まで
豊田市棒の手会館	午前9時から午後5時まで。ただし、学習室及び特別展示室にあっては、午前9時から午後9時までとする。	月曜日（休日に当たる日を除く。）及び12月28日から翌年1月4日まで

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に利用時間又は休館日を変更することができる。

(利用の許可)

第5条 文化財施設のうち、豊田市歌舞伎伝承館及び別表第2から別表第4までに掲げる施設を利用しようとする者は、市長（指定管理施設においては指定管理者とする。第8条において同じ。）の許可を受けなければならない。

（使用料）

第6条 前条の規定により別表第2に掲げる施設の利用の許可を受けた者は、同表に定める区分により使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 市長は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（利用料金）

第7条 第5条の規定により別表第3及び別表第4に掲げる施設の利用の許可を受けた者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第3及び別表第4に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、別表第3及び別表第4に定める金額の範囲内において利用料金を変更することができる。

4 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

5 指定管理者は、市長が定める基準により、利用料金を減免することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者において特別の事情があると認めるときは、市長が定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。

（利用の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化財施設の利用を制限することができる。

（1）次に掲げる施設について、当該区分に応じそれぞれに定める利用目的以外の目的で利用し、又は利用しようとする場合

ア 豊田市歌舞伎伝承館 農村歌舞伎の伝承

イ 別表第2及び別表第3に掲げる施設 これらの表に定める利用目的

（2）建物、展示物、附帯設備等に損傷を与えるおそれがあると認められた場合

（3）公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められた場合

（4）その他管理上支障があると認められた場合

（観覧料）

第9条 市長が豊田市民芸館において主催する文化財等の特別展を観覧する者は、一人当たり1回の観覧につき500円以内で市長がその都度定める額の観覧料を納付しなければならない。

2 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 市長は、特別の事情があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

（損害賠償）

第10条 利用者は、故意又は過失により建物、展示物、附帯設備等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させるこ

別紙 2

とが適当でないとき、この限りでない。

(審議会への諮問)

第 1 1 条 市長は、次に掲げる事項については、豊田市文化財保護審議会（豊田市文化財保護条例（昭和 5 1 年条例第 2 4 号）第 3 3 条に規定する審議会をいう。）の意見を聴くことができる。

- (1) 文化財施設の管理運営
- (2) 文化財等の保存及び展示に関する計画
- (3) 文化財等に関する普及啓発活動
- (4) その他文化財施設に関する重要事項
(指定管理者が行う業務)

第 1 2 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 指定管理施設の利用の許可に関する業務
- (2) 指定管理施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた業務
(委任)

第 1 3 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(省略)

別表第 1 (第 2 条関係)

豊田市文化財施設

名称	位置
豊田市旭郷土資料館	豊田市浅谷町下万場 3 0 3 番地 2
豊田市足助資料館	豊田市足助町梶平 2 5 番地 1
豊田市足助中馬館	豊田市足助町田町 1 1 番地
豊田市稲武郷土資料館	豊田市黒田町南水別 7 1 3 番地
豊田市歌舞伎伝承館	豊田市永太郎町落 6 8 1 番地 1
旧松本家長屋門	豊田市寺部町 2 丁目 3 9 番地 1 5
喜楽亭	豊田市小坂本町 1 丁目 2 5 番地
豊田市古瀬間城址公園	豊田市志賀町城山 5 2 1 番地
豊田市七州城址公園	豊田市小坂本町 8 丁目 2 2 番地
城跡公園足助城	豊田市足助町須沢 3 9 番地 2
豊田市曾根遺跡公園	豊田市森町 3 丁目 5 番地
豊田市陶芸資料館 「さなげ古窯本多記念館」	豊田市平戸橋町波岩 8 6 番地 6
豊田市藤岡民俗資料館	豊田市藤岡飯野町井ノ脇 4 0 1 番地
豊田市棒の手会館	豊田市猿投町別所 2 3 番地 1
松平郷館	豊田市松平町赤原 1 3 番地
豊田市民芸館	豊田市平戸橋町波岩 8 6 番地 1 0 0
豊田市民芸の森	豊田市平戸橋町石平 6 0 番地 1

別紙 2

別表第 2 (第 5 条、第 6 条、第 8 条関係)

豊田市文化財施設使用料

区分		利用目的	使用料 (円)		
			午前 (9:00~ 13:00)	午後 (13:00~ 17:00)	夜間 (17:00~ 21:00)
喜楽亭	和室 1 階	市民の文化行事その他 これに類する行事	3,500	3,500	—
	和室 2 階		1,700	1,700	—
豊田市七州 城址公園	又日亭		600	600	600
	隅櫓		500	500	500
豊田市民芸館 (茶室)		茶会	800	800	—

別表第 3 (第 5 条、第 7 条、第 8 条関係)

豊田市棒の手会館利用料金

区分	利用目的	利用料金の限度額 (円)		
		午前 (9:00~1 3:00)	午後 (13:00~1 7:00)	夜間 (17:00~2 1:00)
学習室	市民の文化行事その他	600	600	600
特別展示室	これに類する行事	1,500	1,500	1,500

備考 特別展示室の 3 分の 1 又は 3 分の 2 を利用する場合の利用料金は、それぞれ当該利用時間区分の利用料金の 3 分の 1 又は 3 分の 2 に相当する額とする。

別表第 4 (第 5 条、第 7 条関係)

城跡公園足助城利用料金

区分	単位	利用料金の限度額 (円)	20 人以上の団体の割引
一般	1 人 1 回	300	1 割引
高校生	〃	100	〃

備考

- 「一般」とは、高校生及び中学生以下の者以外の者をいい、「高校生」とは、高等学校若しくは特別支援学校高等部に在学する生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 次に掲げる者が利用する場合の利用料金は、無料とする。
 - 市内に在住する 18 歳以下の者 (18 歳の者にあつては、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に限る。) 及び 70 歳以上の者
 - 前号に掲げる者のほか、市内に在住する者で特別支援学校高等部若しくは高等学校に通う生徒又は高等専門学校に通う学生 (第 3 学年までの学生に限る。)
 - 市外に在住する者で、市内の特別支援学校高等部若しくは高等学校に通う生徒又は高等専門学校に通う学生 (第 3 学年までの学生に限る。)
 - 前 2 号に掲げる者に準ずる者で、市長が認めるもの

令和 5 年 7 月 4 日
豊文財発 第 8 7 4 号

豊田市文化財保護審議会
会長 様

豊田市長 太田 稔彦

豊田市指定文化財の附指定について（諮問）

みだしのことについて、豊田市文化財保護条例第 3 4 条の規定に基づき諮問
します。

記

- 1 有形文化財（建造物）
村上家千巻舎・門 の附として 石碑（せきひ） 1 基

既指定名称

村上家千巻舎・門（むらかみけちまきのや・もん）

附 土塀（つけたり どべい）

指定日 平成 1 9 年 5 月 2 8 日

所有者 豊田市・村上 斎（むらかみいつき）

所在地 豊田市高岡町新馬場 28

「蓬廼庵」石碑指定調書（村上家千巻舎・門 附土塀 追加部分のみ記載）

種 別	有形文化財（建造物）
名 称	石碑（せきひ）
員 数	1基
規 模	縦140cm 横62cm 幅23.5cm ※台座 縦30cm 横125cm 幅90cm
建築年代	明治7年5月13日
所有者・所在地	村上 斎（むらかみいつき） 豊田市高岡町新馬場
内 容	[石碑「蓬廼庵（よもぎのいおり）」] 千巻舎の由来について記し、文庫建立の功績を記す。また村上忠順の生い立ち、業績、履歴を記載。「蓬廼庵」題字は、有栖川宮熾仁親王による。
由 来	明治7年（1874年）千巻舎建立にあたり、紀伊国熊野神社の権宮司 熊代繁里が碑文を作成し、岡崎藩 書道師範の三宅道熙（洪庵）が文字を書き、忠順の門人であり娘婿である新堀村 深見篤慶が建立した。
附指定とする理由	本石碑は、千巻舎が建立された明治7年に建てられた石碑であり、村上忠順の履歴・功績に加え、千巻舎建立の由来を記したものである。また石碑には5月13日の日付があることから千巻舎建立の日付も推定でき、資料価値もあるため。

【参考】

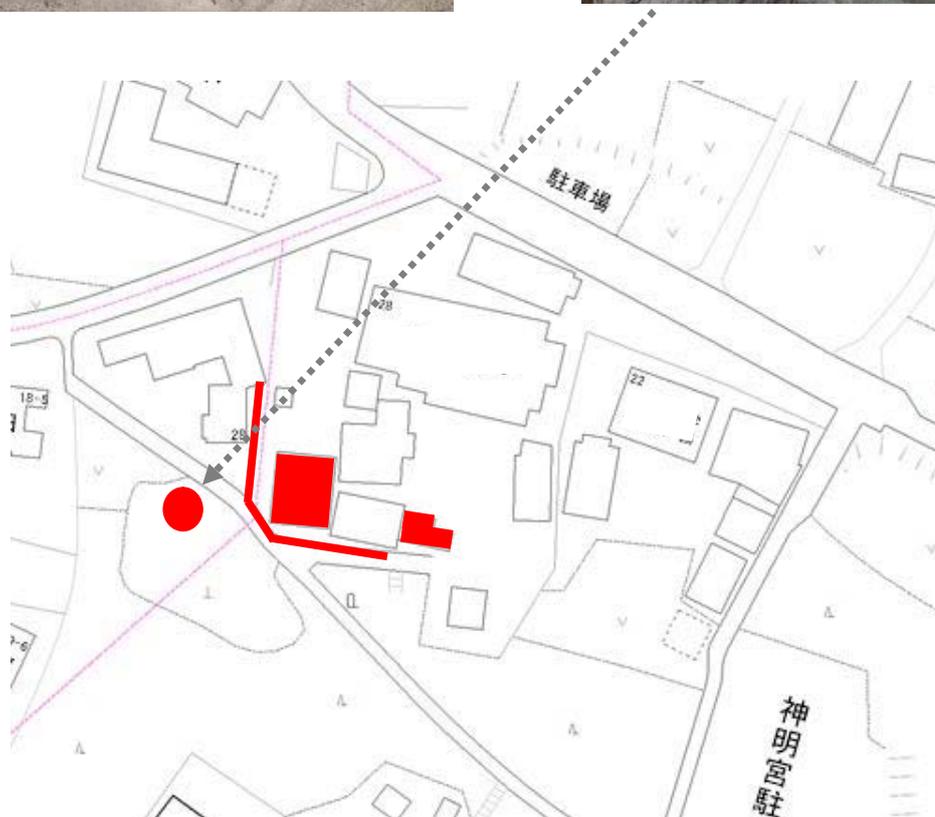
※有栖川宮熾仁親王（ありすがわのみやたるひとしんのう）1835～96年 王政復古の号令により総裁に就任。戊辰戦争で東征第総督として江戸城へ入り、江戸城を無血開城させた。忠順は、宮の命をうけて伊勢・熱田両神宮へ戦勝祈願文を起草した。

※熊代繁里（くましろうしげさと）1818～1876 紀伊国熊野神社 権宮司 中講義 国学者・歌人。本居内遠に学び田辺修道館で教授する。（『愛知県史資料編 20 学芸』『村上忠順展』）

※三宅洪庵（みやけこうあん）1805～79年 名は道熙、幕末、毎時初期の書家。岡崎藩士。岡崎藩の書道師範となる。（『岡崎市史 総集編』抜粋）

※深見篤慶（ふかみとくけい）1828～81年 幕末の勤皇歌人。家は代々木綿問屋。村上忠順の門人。熊代繁里等につき皇学・歌学を修める。忠順娘婿。（『岡崎市史 総集編』抜粋）

○現況写真



(参

考) 従前の指定調書

指定調書 村上家千巻舎・門 附土塀

種 別	有形文化財（建造物）
名 称	村上家千巻舎・門（むらかみけちまきのや・もん） 附 土塀（つけたりどべい）
員 数	各 1 棟
規 模	主屋 桁行4間 梁間2.5間 （7.28×4.55m） 下屋 桁行4間 梁間1 間 （7.28×1.89m） 門 主柱間隔7尺7寸5分 （2.35m） 土塀 延長10間半 （19.08m）
建築年代	千巻舎（明治7年） 門（幕末）
所有者・所在地	村上 斎（むらかみいつき） 豊田市高岡町新馬場 28
内 容	[千巻舎] 土蔵造りの主屋と棧瓦葺きの下屋からなる。主屋は寄棟造、棧瓦葺き、外部漆喰塗り、下屋部分を除いて下見板がめぐる。内部は真壁造りで漆喰塗り、下屋は南と北、中央の3室に分かれる。中央の間が主屋への出入口となっている。主屋の南から西側には下見板張り、漆喰塗りの土塀がめぐる。 [門] 一間薬医門で切妻造り、棧瓦葺き、南面し礎石の上に建つ。寺院の門にくらべて木割りが細かく華奢で、装飾も少なく簡素な意匠をみせる。
由 来	千巻舎は幕末から明治に活躍した国学者、歌人村上忠順の蔵書を収蔵する書庫として娘婿の深見篤慶が自費を投じて明治7年に建立した。 蔵書は大正3年、刈谷の篤志家穴戸俊治、藤井清七が一括して購入し刈谷町に寄贈した。現在刈谷市中央図書館の村上文庫（25,104冊）となっている。 門は幕末期に深見篤慶によって他所から移築されたものと伝えられる。
指定理由	高岡町出身で刈谷藩に藩医として仕え、国学者、歌人として活躍した村上忠順の事績を伝える著名な建造物である。明治初期の伝統的な土蔵造りで防火、防湿にすぐれた構造で貴重な書物を収蔵するに適した建築である。 門は文人の邸宅にふさわしい瀟洒な門である。

新修豊田市史完成記念イベント 「新修豊田市史の成果を未来へ」開催概要

市史編さん事業の取組や財産（歴史・資料・人）の継承を目的に、市史の成果のみならず、市域の歴史的な資料や文化財を知ってもらう機会となるよう、WE LOVE とよたフェスタと同時開催する。また、顕彰会（親氏・学文・正三・忠順）活動をはじめとする文化財の保存、継承に取組む市民活動団体の発表や交流の機会とする。

1 概要

- ・名称：「新修豊田市史完成記念イベント ―新修豊田市史の成果を未来へ―」
- ・日時：令和5年10月1日（日）10時～15時30分
- ・場所：スカイホール豊田（大会議室、多目的ルームほか）

2 内容

（1）完成記念シンポジウム（大会議室）

【内容】

- ・報告「市史編さん事業を終えて」（阿部和俊専門委員会委員長／羽賀祥二総集編部会副部会長／進行 伊藤市史編さん室長）
 - ・講演1「（仮）市史から博物館へ」（太田市長）
 - ・講演2「豊田市博物館がめざしていること―みんなで伝える歴史・自然・文化―」（村田博物館長）
- ※事前申込制 当日入場可

（2）市民団体参加事業（多目的ルーム）

「私の推しをみんなにお披露目！WE LOVE 推しフェス」

【内容】

- ・活動団体によるワークショップ・ポスターセッション
- ・交流時間を設定し、活動発表ができる時間を設ける。
- ・市史の各分野の一推し資料、新発見資料の紹介
- ・史料に登場する「興味深いこの人・推したいこの人」紹介
- ・博物館ブースとの連携を図り紹介する。

【出展予定者】

（ア）偉人顕彰分野

- ①村上忠順翁顕彰会、②鈴木正三顕彰会 ③松平親氏公顕彰会 ④内藤学文公顕彰会
⑤旧松本家長屋門ガイドチーム（渡邊守綱）ほか調整中

（イ）文化財保存、活用分野

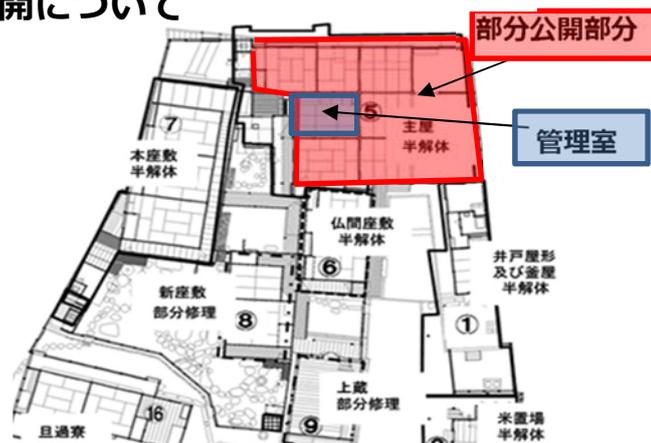
- ①御船せせらぎ広場愛護会（シラヒゲ草） ②郷土史研究会 ③名木愛護会ほか調整中

報告 (2)

旧鈴木家住宅 部分公開について

1 概要

- ①公開開始日 令和5年8月4日(金)から
 ②開館日/時間 週3日【金・土・日・祝】
 10～16時
 (11月及び2～3月の中馬のおひなさん期間中は毎日)
 ③入場料 無料 ※講座参加料等有料



2 部分公開 オープン関連事業

- (1) 特別限定企画展 「再び時計の針は動き出す」
 ①日時 令和5年8月4日(金)～6日(日)、11日(金)～13日(日)
 ②内容 紙屋鈴木家につたわる「台時計」「弥山老画像軸」の展示
- (2) ユネスコ無形文化遺産 × 重要文化財「綾渡の夜念仏と盆踊」ライブ配信
 ①日時 令和5年8月10日(木)19時～21時(10日が雨天の場合15日(火))
 ②内容 ユネスコ無形文化遺産に登録された「綾渡の夜念仏と盆踊」のライブ配信を、重要文化財「旧鈴木家住宅」で開催。無形文化財を有形文化財で堪能する。
- (3) 特別対談 「鈴木家をとるまく研究者たちの座談会」
 ①日時、内容 調整中 ※生配信とアーカイブ配信を予定
- (4) 市民連携事業
- たんころりんコンサート
 - ①日時 令和5年8月6日(日)日没後～
 - ②演奏 Shakyo & Misa (ハープと笙)
 - 僧侶100人の集い in 紙屋 (香積寺晋山式付帯事業)
 - ①日時 令和5年10月21日(土)
 - 足助の町並み写真展 with 中京大写真サークル&足助伝建保存会
 - ①時期・期間、内容 調整中

3 内覧会の開催について

- (1) 地域住民対象内覧会
 ①日時 令和5年7月29日(土)午前10時～午後4時
 ②対象 足助町の住民の皆さん
 ③内容 主屋みどころガイド(午前11時30分～正午/午後2時～3時)
 工事現場見学(午後1時～1時30分/午後3時～3時30分)
 ④その他 来場記念祝札の進呈など
- (2) 関係者内覧会
 ①日時 令和5年8月3日(木)午後3時30分～4時30分
 ②対象 鈴木家関係者、工事事業者、文建協、伝建審議会委員、文化財保護審議会委員
 ③内容 市長あいさつ(5分)文建協による保存整備事業説明(20分)企画展「再び時計の針は動き出す」解説(15分)工事現場見学(20分)など

文化財施設条例の一部改正について（地域資料館の閉館）**1 趣旨・目的**

- ・全市の歴史継承施設となる博物館の開館（令和6年4月）に合わせ、地域の歴史継承施設である下記4施設について、開館・運営形態を見直す。
- ・郷土資料の網羅的な収蔵に主眼が置かれた地域資料館の機能を、地域の特性を展示紹介する場へと再構築するため。
- ・集客的な好立地に移転し、地区住民と頻繁な接点を持つことが出来る施設へ編入することで、博物館のサテライトとして、市民共働による持続的な地域の歴史継承を実現するため。
- ・指定文化財や古文書・絵画等、長期的な収蔵環境として安定した温湿度が必要な資料は、博物館で一括して保存管理し、後世へと着実に継承していきたいため。
- ・土砂災害特別警戒区域内であるため、相対的に安全性が高い場へ移設したいため。

施設名称	活動内容	令和4年度 入館者数
足助資料館	大正12年に建てられた愛知県蚕業取締所足助支所を利用し、足助地区の歴史・民俗資料を展示（S62開館）休館日：月～金（11月は開館）／年末年始	1,142人
旭郷土資料館	地区内から寄贈いただいた約1,500点の資料を展示（H14開館）休館日：月～金／年末年始	72人
藤岡民俗資料館	遺跡から発掘された出土品をはじめとして、藤岡地区の民俗資料や歴史資料などを保管・公開（S56開館）休館日：月／年末年始※国登録文化財	909人
稲武郷土資料館	稲武地区の歴史・民俗資料を展示（H15開館）休館日：月・金／12月20日～2月10日	4,559人

2 地域資料館機能の移転先

- ・足助中馬館 休館日 木曜（11月及び祝日除く）・年末年始
開館時間 午前9時～午後5時
- ・旭農林会館 休館日 月曜（祝日除く）・年末年始
開館時間 午前9時～午後5時（施設全体は～午後9時）
- ・藤岡交流館図書室 休館日 月曜（祝日除く）・年末年始
開館時間 午前9時～午後9時
- ・稲武交流館 休館日 月曜（祝日除く）・年末年始
開館時間 午前9時～午後9時

3 スケジュール

- 令和5年9月 文化財施設条例の一部改正議案の提出
- 令和6年1～3月 地域資料館（旭・足助）展示の移設
- 3月末 地域資料館（旭・足助）の閉館
- 4月 博物館開館
- 令和7年1～3月 地域資料館（稲武・藤岡）展示の移設
- 3月末 地域資料館（稲武・藤岡）の閉館

※閉館後の施設の有効な利活用については、文化財建造物としての価値も勘案し整理する。

地域資料館の再構築について

1 趣旨・目的

<趣旨>

・全市の歴史継承施設となる博物館の開館（令和6年）に合わせ、地域の歴史継承施設である下記4施設について、開館・運営形態を見直しする。

<目的>

- ・郷土資料の網羅的な収蔵に主眼が置かれた地域資料館の機能を、地域の特性を展示紹介する場へと再構築するため。
- ・集客的な好立地に移転し、地区住民と頻繁な接点を持つことが出来る施設へ編入することで、博物館のサテライトとして、市民共働による持続的な地域の歴史継承を実現するため。
- ・土砂災害特別警戒区域内であるため、集客施設として相対的に安全性が高い場へ移設したいため。
- ・指定文化財や古文書・絵画等、長期的な収蔵環境として安定した温湿度が必要な資料は、博物館で一元的に保存管理し、後世へと着実に継承していきたいため。



① 足助資料館



② 旭郷土資料館



③ 藤岡民俗資料館



④ 稲武郷土資料館

施設名称	活動内容	3年度 入館者数	2年度 入館者数
足助資料館※	大正12年に建てられた愛知県蚕業取締所足助支所を利用し、足助地区の歴史・民俗資料を展示（S62開館）休館日：月～金（11月は開館）/年末年始	1,434人	1,388人
旭郷土資料館※	地区内から寄贈いただいた約1,500点の資料を展示（H14開館）休館日：月～金/年末年始	42人	54人
藤岡民俗資料館※	遺跡から発掘された出土品をはじめとして、藤岡地区の民俗資料や歴史資料などを保管・公開（S56開館）休館日：月/年末年始※国登録文化財	1,203人	753人
稲武郷土資料館※	稲武地区の歴史・民俗資料を展示（H15開館）休館日：月・金/12月20日～2月10日	4,906人	4,843人

2 今後の対応方針

●豊田市全体を紹介する施設である博物館の運用開始（令和6年1月部分開館/10月全面開館）を前提として、市郷土資料館・産業とくらし発見館と同じく全ての地域資料館も閉館する。地域資料館の展示品の一部は上記①～④を踏まえ、地区内の公共施設で展示を行い、市民等と共に持続的に地区の歴史・文化・自然の継承する拠点としていく。

※小原地区については、平成28年12月に小原郷土館を廃止、平成29年4月に小原交流館内に開館した歌舞伎伝承館へ展示の一部を移設

※足助地区は、令和3年6月より地域資料館の一部を旧田口家住宅へ試行的に移転し実証運営中

3 展示内容（案）

- ・各地域資料館の収蔵資料を念頭に、地区の特徴を軸にして展示紹介
 - 足助地区 足助の商家の暮らし（町並みの商家に伝わる歴史・民俗・美術工芸資料 等）
 - 旭地区 ダムで水没した牛地地区を中心とした山稼ぎ（林業に関わる民俗資料 等）
 - 稲武地区 地区の自然や中馬稼ぎ（動植物及び地質標本・中馬稼ぎに関わる民具資料 等）
 - 藤岡地区 窯業や鋳業などの産業（近代磁器窯出土資料・製瓦および陶土関連民具資料 等）

4 地域資料館機能の移転候補地

- ・足助中馬館 休館日 木曜（11月及び祝日除く）・年末年始
開館時間 午前9時～午後5時
<理由> 施設備え付けの大型の展示ケースがあり、伝建地区の商家に伝わる美術工芸品の展示も可能であるため。
- ・旭農林会館 休館日 月曜（祝日除く）・年末年始
開館時間 午前9時～午後5時（施設全体は～午後9時）
<理由> ロビー空間で、地区や企業の特徴を紹介する活動を実施しており、現在の地区の魅力と共に一体的に紹介できるため
- ・藤岡交流館図書室 休館日 月曜（祝日除く）・年末年始
開館時間 午前9時～午後9時
<理由> 開放的な空間で、気軽に図書を楽しみながら、地区の歴史や自然に触れることが出来る環境であるため。

※稲武地区は交流館を軸に移転先を調整中

5 展示活動に関わる地区と博物館の連携

- ・機能移転先での展示制作・更新は、博物館が各地区の市民等と共働で実施していく。
⇒各地区で歴史・文化・自然の継承に取り組んでいる交流館グループ等との共働により、地区の特徴の明確化と更新性を担保した持続的な展示の実現を目指す。
- ・地区と博物館における展示活動を双方向的に連携させ、活用していく。
⇒各地区の展示を博物館へも展開させていくことで、地区内に留まらない、より幅広い歴史・文化・自然の発信と継承を実現する。

6 今後のスケジュール（案）

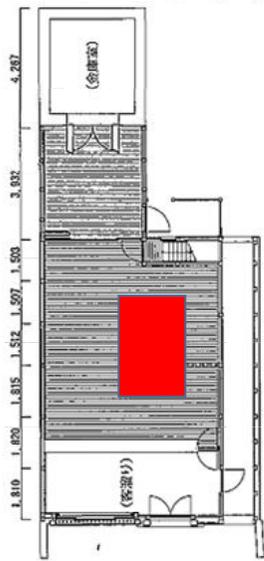
- 令和5年6月 博物館条例設置と地域資料館（足助・旭）の文化財施設条例からの廃止（上程）
- 7月～ 地域資料館展示の一部移設（順次対応）
- 令和6年1月末 博物館部分開館
- 3月末 足助・旭の閉館
- 10月 博物館全面開館

※藤岡・稲武については、調整が整い次第、閉館に向けた手続きを進める。

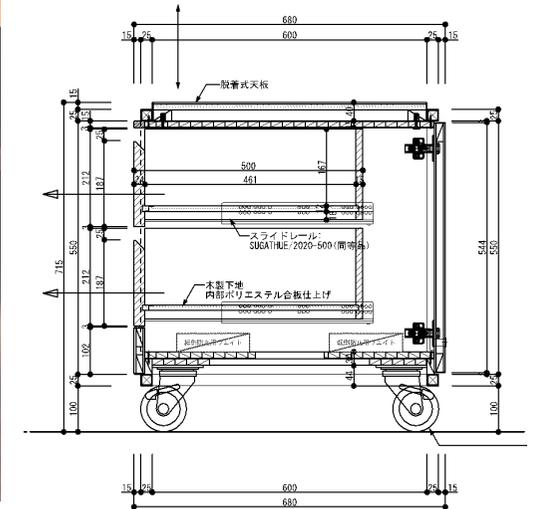
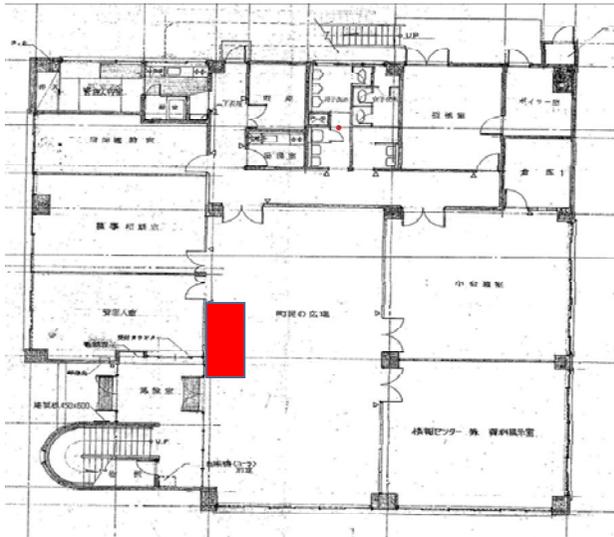
※閉館後の施設の有効な利活用については、文化財建造物としての価値も勘案しながら、関係課と連携し検討を行う。

(参考) 移転先展示エリア (予定)

足助中馬館 1階

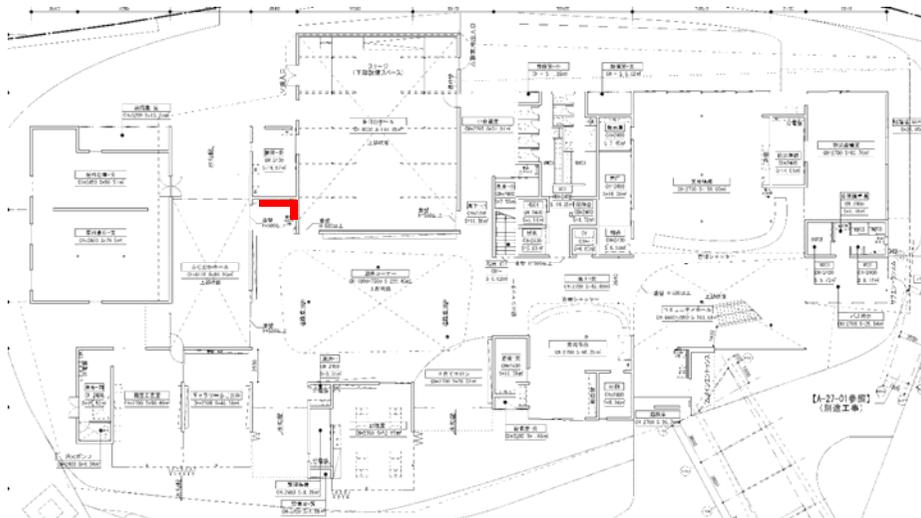


旭農林会館 1階



<移設先で用いる展示具の一例>

藤岡交流館 1階



再構築後の展示部分